# 先天性風しん症候群の発生を予防するため 風しんの予防接種費用を助成します

昨年の夏より、都内で成人男性を中心とした風しんが流行し、注意を要する状況が続 いています。風しんは、免疫を持たない女性が妊娠中(特に妊娠初期)に感染すると、胎 児が先天性風しん症候群となる恐れのある疾患です。そのため、市では下記の対象者の うち予防接種を希望する方に接種費用の一部を助成します。

### 从 19歳以上の市民で、以下のいずれかに該当する方

①妊娠を予定または希望している女性(妊娠中の方は接種できません)

②妊娠している女性の夫(夫から妊娠中の女性への感染予防のため)

※今まで風しんにかかったことがなく、風しんの予防接種が未接種の方に限ります。

### ◆接種期間

①平成26年3月31日 (月まで、②平成25年9月30日 (月まで

### ◆ワクチンの種類(2種類)と助成金額・自己負担金

#### **◇助成金額** 4,572円

◇自己負担金(いずれも助成後の金額) 麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)= 6,000円、風しん単抗原ワクチン=2,545円

※風しん単抗原ワクチンは、流通量が少ないため、今後十分に供給できるかどうか現時 点では不明です。

#### 所 市内協力医療機関

※市外または市内協力医療機関以外での接種は助成対象になりません。市内協力医療機 関については市ホームページでご確認ください。

### 

※電話申込後、後日送付される予診票を持参し市内協力医療機関で自己負担金を支払い 接種を受けてください。

※支払った費用を払い戻す制度はありません。

### ◆MR4期未接種の方は

平成6年4月2日~7年4月1日生まれで、麻しん・風しん(MR)予防接種4期が未接種 の方は、法定外予防接種として無料で受けられます。くわしくは同センターにお問い合 わせください。

間 同センター☎0422-46-3254

# 4月中旬~6月は カラスの繁殖期です

問環境政策課☎内線2523、ごみ対策課☎内線2533

繁殖期には、カラスは都市部でも高木などに子育て用の巣を作り、ひなや卵を守る ため、近くを通る歩行者などを威嚇・攻撃することがあります。また、餌となる生ご みなどを目当てに集まって、袋を破いて食べ散らかし、まちの美観を損ねるだけでなく、 ごみ収集にも支障をきたします。

# カラスの被害から身を守るために

- 樹木を適切にせん定して巣作りを防止しましょう。
- カラスが激しく鳴きながら飛び回る付近の歩行を避けましょう。どうしても通らなけ ればならないときは、帽子や傘で身を守りましょう。

※自宅の敷地内に巣がありカラスが威嚇・攻撃行動を取っている時は、「カラス営巣中」な ど通行人への注意喚起の貼り紙をお願いします。

# ごみ出しにもひと工夫を

- ごみは収集日当日に出しましょう。
- できるだけ臭いを出さないように、生ごみの水はしっかり切りましょう。
- プラスチックごみはひとすすぎし、食べかすやソースなどは取り除きましょう。
- ごみ袋の口はしっかりと閉じましょう。
- ふた付き容器や防鳥ネット(※)などを使用し、カラスがごみを取り出したり見つけた りできないようにしましょう。
- ごみ袋の内側をチラシなどで包み、ごみ袋の中身が見えないようにしましょう。 ※防鳥ネット:目が細かく、鎖などの重しを付けたものを使用し、ごみ袋をすっぽりとか ぶせるように包むと効果的です。

# カラスの巣を撤去するには…

巣が一戸建て住宅の敷地内にあり、ひなや卵を育てている場合は、 市の「カラスの巣の撤去事業」を利用できる場合があります。

# ◆利用できる要件

- 親鳥から攻撃や威嚇を受けていること。
- 自宅以外の場合には、巣を作られている土地の所有者から撤去に ついて同意が得られていること。
- 相談者(被害者)が「カラスの巣撤去申込書」を提出すること。

# ■環境政策課☎内線2523へ

※集合住宅、事業所などにある巣は、対象外です。管理者の費用で撤去してください。 ※公園・街路樹などにある巣は、それぞれの管理者(市や都の管理担当部署など)へ連絡 してください。



心疾患や脳血管疾患などの発症の重要な危険因子である糖尿 病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病は、自覚症状がなく進行し、 主な死亡原因や医療費増加の要因となっています。市では、生活 習慣病を中心とした疾病予防を重視するため、「高齢者の医療の確 保に関する法律」に基づき、平成20年度から40~74歳の三鷹市 国民健康保険加入者に特定健康診査と特定保健指導を実施してき ました。

このたび策定した同計画では、これまで実施してきた特定健康 診査・特定保健指導の評価と検証を行い、引き続き、効率的かつ 効果的な健康診査などの取り組みを進めていきます。

### 「第二期三鷹市特定健康診査等実施計画」の主な内容

特定健康診査・特定保健指導の実施率の設定、実施方法、今後 の課題、これまでの健康づくり事業や介護予防事業との連携など。 ※同計画の全文は、市ホームページからご覧になれるほか、相談・ 情報センター(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、図書 館でも閲覧できます。

間保険課特定健診係☎0422-46-3271

# 余った灯油などは、 決して下水に流さないで! 危険!



灯油やガソリンなどの石油類を 下水道へ流すと、下水道施設や周 辺の住宅などに重大な被害や影響 を与えます。石油類は絶対に、家 の流し台や道路の側溝などに捨て ないでください。余ってしまった石 油類は、専門の廃棄物処理業者な どへ依頼し、正しく処分しましょう。

## 下水道に石油類が流されると…

- 下水道管で石油類が揮発し、それに引火して爆発事故が起き る恐れがあります。
- 河川に石油類が流れ出てしまうと、そこに住む生き物に悪影 響を及ぼします。また滞留した石油類を河川から除くには、多 額の費用が掛かります。
- 近隣の住宅などの排水口から揮発した石油の臭いが上がり、 広範囲に悪臭被害を発生させる恐れがあります。
- 下水処理場の生物処理機能を損傷させ、今後の下水処理に 大きな支障をきたす恐れがあります。
- 下水道管の清掃に多額の費用が掛かるほか、清掃作業による 通行止めで交通渋滞が起こるなど広範囲に影響します。
- ◇原因者には罰則や損傷負担金が科せられます

「下水道法」に基づき修復費用を負担するほか、「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律」に基づき、5年以下の懲役や1,000万円 以下の罰金が科せられる場合があります。

問水再生課☎内線2873

有害ごみを、不燃ごみとし て誤って出すケースが増え ています。必ずルールを守 って出してください。

◆パソコン

パソコンや、水銀を含むパソコンや水銀の 入った有害ごみは 「不燃ごみ」では ありません

ご家庭で不要となった

パソコンは、パソコンメーカーが回収し、再資源化します。市 では収集できません。

◆水銀の入った有害ごみ(乾電池、蛍光管、水銀体温計など) 必ず有害ごみの回収日に、透明か半透明の袋または箱などに 有害ごみと表示して出してください。

※くわしくは「三鷹市リサイクルカレンダー」または市ホームペ ージをご覧ください。

問ごみ対策課**☎**内線2533